くらしの抗情報

平成20年度国民健康保険税の納税通知書を発送します

今月中旬に下野市で統一となった税率・課税方法で計算した平成20年度分納税通知書を発送します。また 医療制度の改正により、後期高齢者医療制度が創設され、従来の「医療分」・「介護分」に新たに「後期高 齢者支援金分」が追加となりました。一定の所得基準に該当する世帯に対しての軽減措置も7・5・2割軽減 方式に統一されました。国民健康保険税は皆さんの健康生活を支える大切な財源です。国民健康保険税の納 付にご協力ください。

【平成19年度までの税率(地区ごとの税率)】

	【南河内地区】						
(医療分)							
所得割	6.0 %						
資産割	0 %						
均等割	24,000円						
平等割	20,000円						
《限度額	530,000 円》						
(介護分)							
所得割	0.7 %						
資産割	0 %						
均等割	8,400円						
平等割	0 円						
《限度額	70,000 円》						

【石橋	【石橋地区】					
(医療分)						
所得割	7.9 %					
資産割	37.0 %					
均等割	25,000円					
平等割	25,000円					
《限度額	530,000円》					
(介護分)						
所得割	0.93 %					
資産割	5.65 %					
均等割	4,900円					
平等割	3,100円					
《限度額	80,000円》					

【国分寺地区】							
(医療分)							
所得割	8.0 %						
資産割	35.0 %						
均等割	21,000円						
平等割	22,800円						
《限度額	530,000 円》						
(介護分)							
所得割	1.0 %						
資産割	4.5 %						
均等割	4,500円						
平等割	3,500円						
《限度額	80,000円》						



【新しい税率(市内統一した税率)】

(医療分)		(介護分)		新規追加	
所得割	6.0 %	所得割	1.0 %	/ 从 坝	セクハ 、
資産割	26.0 %	資産割	5.0 %	(後期高齢者支	
均等割	29,000円	均等割	7,500円	所得割	1.4%
平等割	28,000円	平等割	4,500円	資産割	6.5 %
《限度額	470,000 円》	《限度額	90,000円》	均等割	7,500円
NPK/XHR	470,000 3#	NPK/SCHR	30,000]]/	平等割	6,500円
				《限度額	120,000円》
					,

医療分・・・・・・・・・・・・・・・・・・すべての方が対象です。(0~74歳) 介護分・・・・・・・・・・・・・・・・40歳から64歳までの方が対象です。 後期高齢者医療支援金分・・・・・・・・すべての方が対象です。(0~74歳)

軽減所得判定基準に該当する世帯については均等割・平等割が軽減措置されます

7割軽減・・・・世帯の所得の合計額 330,000円

5割軽減・・・・世帯の所得の合計額 330,000円 + (245,000円 × 世帯主を除く被保険者数)

2割軽減・・・・世帯の所得の合計額 330,000円 + (350,000円 × 被保険者数)

擬制世帯主の所得も含んで判定します。